(注)資料の中で、水俣病全体についてのことは「水俣病」と、新潟水俣病についてのことは「新潟水俣病」と書いてあります。

※3　通商産業省：現在の経済産業省。国の産業を活発にするための政策をつくる機関

※4　「公害健康被害の補償等に関する法律」や「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」のこと。

※5　「新潟水俣病地域福祉推進条例」のこと。



Q11　差別や偏見は今でもありますか？



A11　水俣病に対する差別や偏見は、まだ続いています。

以前ほどではありませんが、法律※4に基づいて認定などの申請をした人に対して、「金目当て」とか、「ニセ患者」などの誤解や偏見を持たれることがあります。

熊本では、修学旅行先で「水俣の子どもと泊まりたくない」とか、部活動の試合などで「水俣病、さわるな!」と言われるなど、今でも水俣市の人たちへの差別や偏見が起きています。

差別や偏見をおそれて「そっとしておいてほしい」とか「寝た子を起こすな」と周りの目を気にする人や、自分が水俣病であることを隠している人もいます。

最近では、熊本県内の市役所が「水俣病は感染症だ」とする誤った内容のカレンダーを市民に配ったり、大手学習塾が「水俣病は遺伝する」といった、事実と異なる内容の教材をオンラインで使っていたりするなどの差別や偏見につながる事例も発生しています。



Q12　なぜ、差別や偏見はなくならないのでしょうか？



A12　新潟水俣病が正しく理解されていなかったり、相手の立場に立って考える心が欠けていたりすることが原因ではないでしょうか。

人は、集団になると「みんなと同じでありたい」、「みんなと違う人がねたましい」などという気持ちが生まれ、自分と異なる人を差別しがちになる傾向があります。

新潟県では条例※5をつくり、新潟水俣病患者への差別や偏見がなくなるような取組や学校において新潟水俣病のことを学習する取組などを進めています。

まずは、私たち自身が、新潟水俣病がなぜ起きて、どういう病気なのか、どんな苦しみがあるのかなど新潟水俣病を正しく理解し、周りの人たちにも伝えていくことが大切です。

皆さんも、差別や偏見をなくすにはどうしたらよいか、どう行動したらよいか考えてみましょう。